

平成30年 第11回総会・会議録

1. 日 時 平成30年11月9日(金) 午前10時～10時40分

2. 場 所 小倉南区役所2階 大会議室

3. 出席委員 農業委員 (18名)

1番 藤堂 孝雄	2番 森上 恵美香	3番 間 勉
4番 川江 秀孝	5番 永津 てるみ	6番 大迫 正勝
7番 大川 國保	8番 村上 護	10番 井手尾 秋義
11番 八木田 経二	12番 岩谷 紀尚	13番 下澤 茂道
14番 古海 博	15番 濱中 興三	16番 稲光 進
17番 奥野 泰美智	18番 尾倉 加三	19番 中村 治雄

農地利用最適化推進委員 (11名)

20番 黒崎 隆博	21番 松根 豊春	22番 矢野 秀樹
23番 中村 眞一	25番 藤井 静博	27番 村田 安行
28番 平尾 長正	29番 古田 俊策	30番 立岩 新吉
31番 三村 訓章	32番 中畑 栄	

4. 欠席委員 (4名)

9番 椰野 保博	24番 大下 治三	26番 尾上 進
33番 寺岡 朝治		

5. 事務局・出席職員 (5名)

次 長 石丸 校寛	係 長 橋本 浩司
主 査 奥 浩二	主 査 武智 良枝
嘱 託 橋本 哲治	

6. 報告事項

報告第50号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について 3件
報告第51号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について 9件

7. 議案及び結果

議案第 40 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について	1 件
議案第 41 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	4 件
議案第 42 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	1 件

次長

おはようございます。本日出席予定の委員の皆様が揃いましたので、平成 30 年第 11 回東部農業委員会総会を開催したいと思います。本日、事務局長が政令指定都市会議出席のため欠席となっております。ご了承をお願い致します。では以降の進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

井手尾会長

皆さんおはようございます。ただ今より平成 30 年第 11 回総会を開催いたします。農地関係議案、報告第 50 号から事務局説明をお願いします。

事務局

第 11 回総会に次のとおり報告および議案を提出する。

平成 30 年 11 月 9 日

北九州市東部農業委員会会長 井手尾 秋義

報告第 50 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

<第 1～3 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、3 件ご報告いたします。

報告第 51 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

<第 1～9 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、9 件ご報告いたします。

報告第 52 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、1 件ご報告いたします。

事務局

なお、この納税猶予の証明の議案報告について、ご説明させていただきます。

このケースは、今までは議案報告には挙げていませんでしたが、該当地区の委員さんに確認していただいたの証明でありますので、今回から報告に挙げていきたいと思っております。また、議案審議中ではございますが、引き続き相続税の納税猶予についての再確認をさせていただきます。

相続税の納税は申請により猶予され、その後 20 年間の営農継続で、納税免除になっておりました。しかし、平成 21 年の国税庁の税制改正によって、調整区域に限っては、その免除はなくなり、終身農地として利用しなければならなくなりました。

市街化区域は、引き続き 20 年間で免除されますし、21 年以前に猶予されたものは、調整区域であっても、20 年間で免除は継続されます。

調整区域につきましては、相続税がかからないケースが多い等で、この改正に該当するケースは今後少ないと思っておりますが、いい機会でしたので再確認、ご説明させていただきました。以上で、第 52 号の報告を終わります。

井手尾会長

本件は報告事項でございますので、ご承認願います。先程、事務局の方から納税猶予についてのご説明がありましたが、質問があれば受けたいと思っております。

奥野委員

出来れば資料を通して、もう少し詳しく説明をお願いできませんか。

事務局

<事務局より繰り返して説明>

井手尾会長

今後、納税猶予についてご相談されたら、その都度、事務局と協議して下さい。今回なぜこういう問題が出たかということ、私のところに該当地区の農業委員ということで、申請者が納税猶予の適格者証明願いに来られたからです。長い委員さんは知っているはずですが、農地法改正の中で、納税猶予については今後 20 年間というのは、廃止しますよと。但し、市街化区域については残り、調整区域については終身です、21 年以前に受けた納税猶予は、20 年間は関係ないです、20 年経過した時にどうするかという問題だけです。委員はそういうことがあるという認識をしていただきたいと思います。

黒崎委員

今日の報告の向尾純子さんが、賃貸借を 20 年間していた場合はどうなりますか。

事務局

本人が営農するという要件があったのですが、また別の改正で、貸し付

けることでも猶予が続くようになっております。向尾純子さんの件について、何か問題がありましたか。

黒崎委員

相続人が純子さんになっていても、本人が一年くらいして、別の人に貸したという場合がありますよね。

井手尾会長

黒崎委員、その都度違う部分があり、受ける側の中で個人差があると思います。ですから安易に返事をするのではなくて、事務局を中に入れて、色々協議をしていくということです。今までは、納税猶予は個人情報の関係もあって、以前は公表するようになっていませんでした。但し、今回からは議案に報告事項として挙げるということになりました。よろしいでしょうか。

それでは、これより議案の審議に入ります。議案第40号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第40号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
<第1項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、1件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

それでは地元委員の矢野委員、補足説明をお願いいたします。

矢野委員

この場所は、JA北九の大字母原の育苗センターの近くで、日田彦山線の線路際の所にあります。解約後に、植野さんが買い取るということで両者合意が出来ておりますので、問題はないと思います。よろしく申し上げます。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第40号につきましては、受理することといたします。

続きまして、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第41号農地法第3条の規定による許可申請について
<第1～4項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、4件ご審議お願いいたします。

井手尾会長	第1項 小倉南区葛原元町地区担当の大迫委員、説明をお願いします。
大迫委員	この件につきましては、営農計画書及び調査書のとおりでありまして、特に問題はないと思われます。よろしくお願ひします。
藤堂委員	<p>第2項 小倉南区大字山本 及び 第3項 小倉南区大字春吉地区担当の藤堂委員、お願ひいたします。</p> <p>第2項ですが、以前から川上さんが耕作をしていたそうで、今度は買取ることになり、現場を見ましたが特に問題はありません。川上さんも熱心に農業を行っております。</p> <p>第3項ですが、井上さんにつきましては、守恒の方から春吉の方に20年前位に移転しまして農業一筋にやっております。守恒の方では、貸ビルなどの不動産経営をやっておりましたが、春吉にきて農業を熱心にやっております、塚本さんについては、残念ですが若くして長男さんを亡くしまして、農業経営を非常に縮小するというこゝで、一部の土地を井上さんに譲ったということだす。どちらも問題はありません。</p>
井手尾会長	第4項 小倉南区中吉田地区担当の間委員、お願ひいたします。
間委員	松井正義さんと松井祐亮さんは従兄関係で兩人とも納得しており、特に問題はないと思ひます。
井手尾会長	<p>ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませぬか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議は無いようだすので、議案第41号につきましては、許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第42号農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p><第1項について別紙議案書のとおり内容を説明></p> <p>以上、1件ご審議お願ひいたします。</p>
井手尾会長	それでは、今月担当の第2調査委員会 大川副会長から、報告をお願いします。
大川副会長	この件につきましては、先程調査委員会を開催しまして、皆さんの意見

を聞きまして、特に問題はありません。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 42 号につきましては、許可相当と決定いたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、7 番 大川委員と 8 番 村上委員です。よろしく申し上げます。そのほかで何かございませんか。事務局は何かありますか。

係長

では連絡事項をご説明させていただきます。

貸付希望農地に関する情報提供についてでございます。皆さまのお手元に貸付希望農地一覧をお配りしております。これは福岡県及び北九州市そして JA で構成されます、門司・小倉・東部営農協議会・農政部会が昨年 2 月に管内農家を対象に行ったアンケートの回答票に基づき作成されたもので、当協議会より東部農業委員会へ情報提供として受けたものでございます。各委員には担当する地域の情報を今回提供させていただいております。多少の時間経過がありますけれども、対象農地はすべて調査した当時、所有者から第三者への貸付を希望する旨の回答があった農地になります。なお、記載情報以外の所有者名であるとか所有者の住所及び連絡先、所在位置、現況写真などの情報は、東部農政事務所で管理されていますので、詳細につきましては農産係長のラインになりますけれども、お尋ねいただくことの了解を得ております。こうした農地の一部は遊休農地化する恐れが高いため、遊休化の未然防止を含めまして、取り組みの方をお願いしたいと思います。なお、斡旋にかかる活動につきましては、是非活動記録簿にご記載いただき、農地利用最適化の実績を挙げていただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

井手尾会長

他にございませんか。

次長

引き続きまして、私からご説明いたします。

全国農業新聞の普及促進についてでございます。先月の 30 日でしたが、全国農業会議所の大出新聞部長が東京からお見えになりまして、井手尾会長と事務局長が応対しております。その際、全国農業新聞の普及促進の依頼がございました。その内容でございますが、いきなり何部購読を増やしてほしいということではなく、まずは農業委員、推進委員の皆様にしっかりと全国農業新聞をお目通しいただきまして、その上で、よろし

かったら周囲の方々にその良さを伝えていただきたいという事でございます。

全国農業新聞の作り手としましては、特に2点意識して製作にあたっていたとのことでしたので、紹介します。まず新聞10面あるうちで、毎回8面は特徴ある行動を行なっている全国の農業委員会を紹介しており、皆さまの活動に少しでもお役に立てればとの思いで、掲載しておられるとのことでございます。ちなみに当農業委員会におきましては、本年5月に農地強化パトロールの事が全国で紹介されたことは、皆さまご存知のことと思っております。

2点目ですが新聞の二面、こちらはもっぱら国の動向ですが、最近一週間にあったことをコンパクトにまとめております。全国農業新聞は週に一度の週刊紙であるため、ニュースの速報性はどうしても劣りますが、逆に一週間にあったことを一つの紙面にまとめることで、この紙面だけを見れば国の動向が理解出来るということ意識して、作成しているということでもあります。

以上2点、今後全国農業新聞に目を通す際には、少し意識をしていただき、全国農業新聞の良さを知り、その延長線上として購読者が増えていただければ良いなと思っております。

最後になりますが、今後皆さまが地元において、新聞購読の声かけをしていただけたとした場合、全国農業会議所まで色々な資材・粗品を準備出来るということでございます。というわけで今回は参考までに、販売促進グッズを配布しております。こちらはまだ余裕がございますので、必要がございましたら事務局の方にお話しいただければと思っております。以上でございます。

係長

最後になりますが、前回の総会で色々ご質問があった事項についての回答でございます。ご説明をさせていただきます。

第1点目は市街化区域及び調整区域の線引き見直しの都市計画決定の次回時期についてということで、ご質問がございましたので、その点について都市計画課から回答を得ましたので、ご報告させていただきます。次回は平成33年度に新たな見直し案が審議され、決定される予定とのことでした。従いまして、一部については本年度から準備に入っているものもありますが、大方は再来年、平成32年度中までにはまとめられる予定のようです。

次に、災害における対応窓口の一本化または各ケース及び対応先一覧等の明確化についてですが、これにつきましては前回の事務局長の回答を繰り返すことになりまして、誠に恐縮ですが、現在、本件につきましては再三、市に対しまして、申し入れしておりますので、今後、市の農林水産部との協議の中で良い方策案が整った時点で、またご報告させていただきます。

いと思います。

最後に、ます湊ダムの貯水量と洪水調節の件ですが、分かる範囲でということでしたので、県のます湊ダム管理出張所に問い合わせました。現在、ます湊ダムの総貯水容量は1360万 m^3 で、そのうち洪水調節容量は209万 m^3 です。これを計算しますと平常時の最高貯水量は総貯水容量の約85%となっております。但し、これは常に最高85%まで貯水するというのではなく、毎秒40トンの水が流入する洪水時や梅雨などで洪水発生が起こり得るような時期の前やその期間中は平常時の最高水位に満たなくても、調整を行うということでした。以上がダムとして規定に基づく方針ですがダム下流域の状態によりまして、要請などに基づいて、所長判断による調整も別途あるということです。以上で前回総会時にご質問がありました事項の回答及び説明を終わらせていただきます。

次長

最後にもう1点ございました。11月22日、北九州ハイツの方で県の農業会議、北九州支部研修会の開催を予定しております。皆さまの出席をお願いしたいと思います。11月22日13時30分、北九州ハイツの二階の会議室でございます。当日は遠賀の農業委員会の事例発表で農地利用調整の実践についてということもお話しされる予定ですので、皆さまの参加をお願いいたします。

井手尾会長

ただ今、事務局から報告がございましたが、何かございませんか。では何かあれば今後意見を出していただきたいと思っております。

奥野委員

会長、場違いなお願いですが、具体的には溜池のことでお話があります。溜池の代表者を決めておいて、その方たちが亡くなったら名前を変えないといけないだろうということになっております。名義変えにとってもお金がかかります、300万円くらいということで、そんなに出せない。何か良い方法があったら、皆さま方の知恵を聞かせていただきたいと思っております。事務局の方でも何か良い方法がございましたら、お願いします。

井手尾会長

対策として何かないかということでしょうか。

係長

これは、所管は農政事務所の方でされていたということですか。溜池の名義変えというのは、どこに対してされていたのかが問題になってきますが、これが法務局などということになれば所管が違いますので。

井手尾会長

財産区財産にしても、代表者名義を作る時に法務局に届出をするわけですから。法律の中でされているから、代表者名が出て登記されます。あとは、お金が発生して分配する時には、人民共有地として代表者であると書類に

書き込まないといけないわけです。ややこしいです。ただ税務署としてはあなたが親から財産を継ぐ場合は、取りあえずあなたの財産ですよとなるわけです。法務局と事務局で詰められるところがあるとすれば、人民共有地になっていてもですかということなのです。今まで役所は、池が道路に引っかけたり、池や道路の買収とかで、印鑑証明を代表者のは持っているが、その子孫が他県にまたがっている場合があります。役所の場合は印鑑をもらいに行きます。地域の場合は個人が行かないといけないわけですから。公共用地にかかった時に、財産区財産になっても個人名義が挙がっているから、どうしようもない部分があります。これについては立岩委員が詳しいのではないのでしょうか。色々調べていましたから。

立岩委員

うちの場合は、昔 100 人で共有しておりましたが、10 人に絞り込みまして、楽になりました。

井手尾会長

亡くなったらその子孫に移るわけですね。結果的には、また何百人ということになるわけです。税務署は厳しいと思いますが、取りあえず問い合わせをお願いします。

係長

この件は後ほど、個別のケースとして聞いてみませんとお答えできません。

岩谷委員

質問があります。11 月 22 日の件ですが、これは個人で行くのですか。

井手尾会長

これは前回の総会の時に、事務局長から、個人個人でマイカーで行ってくださいと述べられておりました。
以上をもちまして第 11 回総会を終了いたします。